

# アンカーニュース

## 金融庁が信託検査マニュアルを公表

金融庁は7月13日、信託業務を検査する際の手引書である「信託検査マニュアル」を公表しました。信託を引き受ける際の審査体制など六つの分野について、検査の具体的なチェック項目を整理しています。不動産信託の引き受けに関する審査の項目では、受益権の取引価格が時価とかい離している疑いがある場合に、委託者の目的などを詳細に検証するように促しています。建築法令違反、境界紛争などの法的な紛争、アスベストなどの環境リスクといった項目についても、適切に確認する体制を整えているかどうか問われます。

金融庁は6月6日にマニュアル案を公表し、パブリックコメントとして意見を募集してきました。最終的に97件の意見が寄せられ、これらに関する金融庁の見解を公表しました。意見のなかには、「信託受益権の売買価格は当事者間の取引で決まるもので、マニュアルに記載すべきではない」というものもあり、これに対して金融庁は、信託銀行が価格の決定に必ずしも関与するものではないが、価格が適正な水準からかい離している疑いがあるときには「高度の注意を払って確認・検証することが必要となる」と回答しています。

信託検査マニュアル

<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060713-1.html>



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋Ⅱ4階

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

担当：朝比奈